指宿橋牟礼川遺跡

【所　在　地】指宿市十二町
【種　　別】国指定史跡
【指定年月日】大正 13 年 12 月９日　【追加指定】平成８年３月 28 日，平成 12 年９月６日

指宿駅から西へ約２ km，平坦地を西から東へ深くえぐるようにして流れる小さな川が橋牟礼川である。大正８（1918）年，地元の中学生がみつけた小さな土器片が契機となって，大正８，９（1918，19）年に浜田耕作・長谷部言人らによって発掘調査が行われた。その結果，火山灰層を境にして上層から弥生土器，下層から縄文土器が出土して，両者に時代差があることが日本で初めて明らかにされた。日本考古学史上の意義はきわめて大きい。古墳時代のものとして，竪穴住居跡 150 基，古道，鍛冶遺構，子持ち勾玉，青銅製鈴，イノシシ，シカの骨などが，平安時代のものとして，掘立柱建物，畠，古道，貝塚，土壙墓，土師器，須恵器，帯金具，墨書土器，羽口，開元通宝，転用硯など官衙の存在を示唆させるようなものが出土している。現在，指宿市によって公有化され，史跡整備が進められている。なお橋牟礼川遺跡から出土した指宿式土器は縄文時代後期の標式土器となっている。